

# 「宮崎県再造林推進条例」の目的と東京の森林整備と林業振興の現状

伊籾久雄（NPO法人まちぽっとスタッフ）

「宮崎県再造林推進条例」が令和6年7月2日（火曜日）に施行された。宮崎県は今、この条例を拠り所とし、再造林率日本一を目標とする「グリーン成長プロジェクト」を推進するとしている。本稿では、この宮崎県条例を紹介するとともに、その目的を考えながら東京の森林整備と林業振興の現状をみたものである。

## 1. 宮崎県条例の目的

以下は、宮崎県のHPからの引用である。

宮崎県においては、「宮崎県森林・林業長期計画」に基づき、持続可能な森林・林業・木材産業の確立に向けた各種施策を実施し、国内有数の木材供給基地として確固たる地位を築いている。その一方で、近年の伐採後の再造林率は70%台にとどまり、再造林されなかった林地が増加している状況です。

このような背景を踏まえ、県では、再造林率日本一を目標とする「グリーン成長プロジェクト」を立ち上げ、抜本的な再造林対策に取り組むこととしている。このプロジェクトを実効性のあるものにするためには、再造林の推進は、森林資源の循環利用はもとより、水源の涵養、県土の保全等森林の公益的機能の維持にもつながる重要な課題であることを認識し、県民一丸となって取り組むことが必要不可欠です。

このような理念を共有し、再造林を推進していくための基本的施策を明らかにすることにより、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目的に条例を制定した。

## 2. 条例の概要（パンフレットより）

### ○ 基本理念（第3条）

- ・再造林の理解促進
- ・効率化の推進、県産材需要の拡大
- ・担い手の処遇と労働環境の向上
- ・関係者の適切な役割分担と相互の連携

### ○ 各主体の責務・役割（第4条～第9条）

県—施策の総合的かつ計画的な実施や市町村の実施する施策への協力、森林組合及び事業者の取組の促進など

市町村－県、事業者、森林所有者等との連携や情報の共有、地域の特性を踏まえた再造林の推進に関する施策の実施など

森林所有者－所有する森林についての再造林の推進や県及び市町村が実施する施策への協力など

森林組合－森林所有者からの伐採等の相談対応や事業者等との連携、市町村等との連絡調整など

事業者－森林組合等との連携や県産材の積極的な活用、木材産業の振興事業活動を通じた再造林の推進など

県民－県産材の積極的な利用など

○ 基本施策（第10条～第14条）

▽ 再造林の推進に向けた気運の醸成

県民等が一丸となって再造林を推進する気運の醸成

▽ 効率化の推進

林業採算性が高い森林を優先的に再造林する区域の設定や森林の集積・集約化の推進、新しい技術の導入等への必要な施策や試験研究、技術開発の推進

▽ 県産材需要の拡大

木造住宅の普及及び非住宅施設の木造化等の推進や試験研究、技術開発の推進

▽ 地域体制の整備

森林組合を中心とした森林所有者からの伐採等の相談対応等を行う地域体制の整備

▽ 担い手・事業者の確保

林業担い手の処遇及び労働環境の改善のための施策や多様な担い手確保のための施策、造林事業に取り組む事業者や新たに造林事業へ参入する事業者等への支援

3. 東京の森林・林業を取り巻く状況（森づくり推進プラン：概要版から）

○ 依然として厳しい林業経営

- ・ 急峻な地形や小規模・分散的な所有構造が制約となり、厳しい経営状況が継続

○ 社会情勢の変化

- ・ 「森林経営管理法」と「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の施行
- ・ 経済発展と社会的課題解決の両立に向けたデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が必要
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大による生活様式等の変化
- ・ 深刻さを増す気候変動の影響

- 森林整備における現状と課題
  - ・ 未だ整備が行き届いていない人工林の存在
  - ・ 所有者や境界が不明な森林の増加が懸念
  - ・ 高度な技術を有する林業従事者が少なく高齢化が進行
  - ・ 多摩地域でシカによる林業被害が拡大
  - ・ 激甚災害からの早期復旧
  - ・ SDGs の目標の多くに関連する森林への関心の高まり
- 林業経営における現状と課題
  - ・ 林道及び森林作業道の開設実績は減少傾向
  - ・ 依然として低い多摩産材の認知度
  - ・ 人口減少等により住宅分野における木材需要の縮小が懸念
  - ・ 公共施設における木材利用の促進
  - ・ 東京における木材需要の拡大に全国が期待

#### 4. 東京の森林整備と林業振興に向けた施策展開（森づくり推進プラン：概要版から）

- 基本的な視点
  - ▽ 目指すべき森林の姿を示し、限りある労力や財源等の選択と集中を図り森林整備を推進
  - ▽ 新たな技術の活用や多摩産材の利用拡大による林業経営の強化とともに、担い手の育成に向けた更なる取組を推進
  - ▽ 森林に対する都民や企業等の理解を深め、国産木材の利用や森林との多角的な関わりを通じて、東京から森づくりの輪を拡大

##### 基軸1 森林循環を促進し公益的機能を高める森林整備

- (1) 森林の区分に応じた整備の推進
  - ・ 森林整備の指針として森林を「生産林」と「保全林」に区分し、木材生産に適した「生産林」を中心に施業効率化を図り森林循環を促進
  - ・ 公益的機能の発揮を優先すべき「保全林」は針広混交林等に誘導
  - ・ 森林の所有者と境界の明確化を推進
- (2) 区市町村との連携
  - ・ 市町村による森林経営管理制度の運用を支援
  - ・ 森林整備や木材利用における区市町村間の連携を促進
- (3) 林業従事者の確保と育成
  - ・ 研修の実施等により新規就業者の確保と育成を促進
  - ・ 育成拠点「東京トレーニングフォレスト」の活用等により高度な技術習得を促進

(4) 野生動物による林業被害への対策

- ・野生動物による被害状況等に応じた適切な対策を検討
- ・シカの管理捕獲と防護柵等による被害防除を強化

(5) 森林被害への対策

- ・自然災害により被災した森林について、治山事業による復旧を着実に推進
- ・森林病虫害による被害への適切な対策を促進

基軸2 生産性と収益性の高い林業経営

(1) 効率的な施業と先進技術の導入

- ・林道の開設と高規格化を推進
- ・多摩地域の森林に適した施業の検証と普及を推進
- ・レーザ計測等による高精度な森林情報の活用や、木材の生産流通における需給情報のシステム化等、林業のDXを推進

(2) 林業経営体の経営基盤の強化

- ・意欲的な林業経営体への森林の集約化を促進
- ・林業経営体による労働安全対策や、雇用管理の改善に向けた取組を支援
- ・森林を生かした事業を取り入れる多角的な林業経営を支援

(3) 多摩産材の利用拡大

- ・「東京」の知名度を活用したPRなど、多摩産材のブランドイメージの構築に向けた取組を支援
- ・都市部の施主や設計者等に対する効果的なPRを推進
- ・都有施設等における率先的な多摩産材利用を推進
- ・区市町村の関連施設や商業施設等における多摩産材利用を支援
- ・社会の変化を捉えた多様な多摩産材需要の拡大につながる取組を検討

基軸3 多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大

(1) 新たな分野における木材需要の拡大

- ・中・大規模木造建築の設計等を支援
- ・塀をはじめとする施設の外構部の木質化を支援
- ・オフィスの内装等において国産木材の利用拡大を図る取組を検討
- ・情報発信拠点「MOCTION」、木材製品展示商談会「モクコレ」などを活用し、都市部において全国の木材をPR
- ・木造建築物の設計・提案ができる建築士の養成を促進

(2) 木育活動の推進

- ・保育園や民間団体等が行う木育活動を支援
- ・都市部において木育を体験できる施設を整備

#### 基軸4 都民や企業等による森林利用の拡大

##### (1) SDGsを目指す協働の森づくり

- ・企業等のニーズを踏まえた新たな協働の枠組を検討
- ・様々な情報発信やボランティア活動を通じて都民の森づくりへの参画を促進

##### (2) 森林を生かした産業振興

- ・観光をはじめとする多様な森林利用につなげるため、眺望の確保や園地等の整備を支援
- ・島しょ地域の有用広葉樹の造林、保育等を支援



宮崎県条例における「再造林の推進」という目的が、伐採後の再造林率が70%台にとどまり、再造林されなかった林地が増加している状況を背景に、再造林率日本一を目標とする「グリーン成長プロジェクト」を実効性のあるものにすることだというのは、非常に分かりやすい。

他方、都の森づくり推進プランなどでは「再造林」という用語は使われていないと思われる。しかし、森づくり推進プランで使用されている「森林循環」が「再造林」と同じ考え方ではないかと思われる。かりに同じ考え方だとしても「再造林」の方が私のような林業の素人には分かりやすい。

しかも東京都には、林業に関する条例は「東京都都行造林条例」という条例しか存在しない。「都行造林」というのは、「都が土地所有者と収益を分収する条件をもつて国有以外の林野に行う造林」と定義されている。この条例は昭和35年に策定され、昭和56年に一部改正されているが、その後は改正されないで今日まで存続している。

森づくり推進プランが「都民の森づくりへの参画促進」を謳うのであれば、計画も条例も、都民に分かりやすい言葉で語りかけることが重要である。「森林環境税」が今年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収し、「森林環境譲与税」が市町村による森林整備の財源として、すでに2019年度から、市町村と都道府県に対して譲与されている今日、より分かりやすさが必要だということを重ねて強調したいと思う。

#### <参考資料>

##### ■宮崎県HP

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kankyoshinrin/press/2024/07/20240627134352.htm>  
1

##### ■宮崎県再造林推進条例

[https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/89870/89870\\_20240701114418-1.pdf](https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/89870/89870_20240701114418-1.pdf)

■東京の林業

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/ringyou/#section1>

■東京都森づくり推進プラン ～持続可能な森林循環の確立と林業の経営力強化

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/nourin/mori/>

<概要版>

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/nourin/36moriplangaiyo.pdf>